

子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部改正について

●法律の題名の変更

- ・こども大綱（令和5年12月22日）において、「こどもの貧困を解消し、貧困による困難を、こどもたちが強いられることがないような社会をつくる」ことが明記されたことを踏まえ、法律の題名に「貧困の解消」を入れることとし、法律の題名を「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」とする。
- ・題名の変更に伴い、「子どもの貧困対策」を「こどもの貧困の解消に向けた対策」に変更

●目的や基本理念の充実 第1条・第3条

- ・こども大綱の記述を踏まえて、「目的」及び「基本理念」において、解消すべき「こどもの貧困」を具体化
- ・「基本理念」に、こどもの貧困の解消に向けた対策は、「こどもの現在の貧困を解消するとともにこどもの将来の貧困を防ぐことを旨として、推進されなければならない」こと及び「貧困の状況にある者の妊娠から出産まで及びそのこどもがおとなになるまでの過程の各段階における支援が切れ目なく行われるよう、推進されなければならない」ことを明記

●大綱において定める指標の追加 第9条第2項

- ・政府において令和5年4月に「養育費受領率の達成目標」が定められたことを踏まえ、こども貧困大綱において定める指標に「ひとり親世帯の養育費受領率」を追加

●大綱への関係者の意見反映の規定の新設 第9条第3項

- ・こども貧困大綱を定める際には、貧困の状況にあるこども及びその家族等関係者の意見反映に必要な措置を講ずる規定を新設

●民間の団体の活動の支援の規定の新設 第15条

- ・民間の団体が行う支援活動を支援するため、財政上の措置その他の必要な施策を講ずる規定を新設

●調査研究の充実や成果の活用推進の追加 第16条

- ・「こどもの貧困の実態」「貧困の状況にあるこども及びその家族の支援の在り方」「地域の状況に応じたこどもの貧困の解消に向けた対策の在り方」など調査研究の対象を明記
- ・こどもの貧困の解消に向けた対策の実施状況の検証や成果の活用の推進を明記

●検討 附則第3条

- ・本法施行後5年を目途として、新法の規定について検討し、所要の措置を講ずる規定を設ける。

※ 施行日：本法公布日から3月以内に政令で定める日